

社会福祉法人新篠津村社会福祉協議会シニアカー等購入補助金交付要綱

令和6年3月29日制定

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の外出を容易にし、高齢者の社会参加の拡大及び健康増進を支援するため、シニアカー等（自操用ハンドル形電動車いす）の購入費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) シニアカー等（自操用ハンドル形電動車いす） 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第1条に規定する基準を満たす歩行補助車等であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 日本産業規格(JIS)T9208に該当していること。

イ 国家公安委員会の型式認定を受けていること。

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助の対象となる者は、新篠津村内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) シニアカー等（自操用ハンドル形電動車いす）を自ら使用する者

(2) 介護保険法に基づく要介護2から要介護5までの認定がない者

(3) 自動車運転免許証の自主返納者又は保有していない者

(4) この要綱の他にシニアカー等（自操用ハンドル形電動車いす）の購入に関する補助を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) シニアカー等（自操用ハンドル形電動車いす） 本体購入費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助の対象となる台数は、利用者1人1台限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、社会福祉法人新篠津村社会福祉協議会シニアカー等購入補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、社会福祉法人新篠津村社会福祉協議会会長(以下「当会長」という。)に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 購入するシニアカー等（自操用ハンドル形電動車いす）の説明資料(カタログの写し)

等)

- (3) その他当会長が必要と認める書類
(交付の決定)

第7条 当会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、社会福祉法人新篠津村社会福祉協議会シニアカー等購入補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により決定通知を受けた申請者は、決定通知を受けた日の属する年度の3月31日までに、社会福祉法人新篠津村社会福祉協議会シニアカー等購入補助金交付請求書(第3号様式)に、社会福祉法人新篠津村社会福祉協議会シニアカー等納品証明書(第4号様式)及び次に掲げる書類を添付し、当会長に補助金の請求をするものとする。

- (1) 領収書
- (2) 型式認定番号(TSマーク番号)がわかるもの

(補助金の交付)

第9条 当会長は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めたときは、社会福祉法人新篠津村社会福祉協議会シニアカー等購入補助金額確定(変更)通知書(第5号様式)により通知するとともに、速やかに補助金を支払うものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けて購入したシニアカー等(自操用ハンドル形電動車いす)は、取扱説明書等に基づき適正に管理しなければならず、補助金の交付の目的に反した使用、貸付等を行ってはならない。また、納品日から起算して1年間は、シニアカー等(自操用ハンドル形電動車いす)の譲渡、交換、売却、廃棄等の処分(以下「処分等」という。)を行ってはならない。

(交付決定の取消し)

第11条 当会長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 前条の規定に反する管理、使用、貸付、処分等の行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、相当と認める事由があったとき。

2 前項第3号に規定する事項について、次の各号のいずれかに該当するときは交付決定の取消しを行わない。

- (1) 天災による破損のほか、シニアカー等(自操用ハンドル形電動車いす)の使用者(以下この項において「使用者」という。)の責めに帰すべき事由以外の正当な理由により処分等を行わなければならないとき。
- (2) 取扱説明書のほか、法令等の規定に基づき適正に管理していたにもかかわらず故障などにより交換又は廃棄せざるを得ないとき。
- (3) 使用者が死亡したとき。

(4) その他当会長が特別な事由があると認めたとき。

3 前2項の規定に基づき交付決定を取り消したときは、社会福祉法人新篠津村社会福祉協議会シニアカー等購入補助金交付取消通知書(第6号様式)により、当該取り消しに係る交付決定者(以下「取消決定者」という。)に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 当会長は、前条の規定により交付決定を取り消したとき、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の補助金の返還は、取消決定者に社会福祉法人新篠津村社会福祉協議会シニアカー等購入補助金返還命令書(第7号様式)を送付して、返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年4月1日以降にシニアカー等(自操用ハンドル形電動車いす)を購入した者から適用する。